

# 事業復活支援金について



**尾北民商ニュース**

2022年  
3月28日号

TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

昨年11月～今年3月の売上が、コロナ禍の影響でひと月でも3割以上減った業者は、事業復活支援金を申請しましょう。地域や業種による制限はありません。

個人最大50万円（売上5割以上減）、売上1億以下の法人は最大100万円（売上5割以上減）が交付されます。（売上3割以上5割未満減は個人最大30万円、法人最大60万円）

## いつといつの売上を比べるのか

2021年11月・12月、2022年1月・2月・3月のうち、もっとも売上が下がった月（支援金の計算根拠になる月）が「対象月」です。

白色申告者は、過去三年で売上が一番多かった年の総売上÷12の金額と比較します。青色申告者と法人は、過去三年の対応する月と比較します。

売上が減る前の「基準期間」は、2021年の11月・12月を対象月にする場合、2020年・2019年・2018年になります。2022年の1月・2月・3月を対象月にする場合

は、2021年・2020年・2019年になります。属する年の過去3年です。

## 必要になるもの

- ・本人確認書類（個人）
- ・履歴事項全部証明書（法人）
- ・確定申告書の控え（基準期間含む）
- ・売上台帳などの帳簿書類
- ・通帳
- ・宣誓・同意書

## 実際に申請する手順

まずネットでアカウントを登録します。必要書類を用意してから審査機関で事前審査を受け、認証されることで本申請が可能になります。

事業復活支援金HPで、事前審査を行う登録確認機関を検索できます。

ここがわからないなど事業復活支援金申請でお困りの人は、民商にご相談ください。

# 愛知県感染防止対策協力金 (1/21～3/6) について

3月7日(月)から飲食店などを対象にした「1月21日～3月6日」分の感染防止協力金の申請受付が始まっています。

期間内に休業・営業時間短縮で感染防止に協力した人は、申請に必要な添付書類が前回と比べ大幅に増えているのでご確認ください。

過去の協力金申請から変更がない場合、③、⑦、⑧は提出を省力できます。（営業許可や免許証を更新した場合、新しいものが必要になります。）

今回新たに要求される写真は、内側はテーブル・イスなど飲食する場所だとわかるものを、外側は看板など店の名前がわかるものを撮影します。

3ヶ月間の売上帳簿や、収支内訳書など、新たに要求されるようになった資料や、申請書類の記入など、協力金申請の内容に不安がある人は、尾北民商にご相談ください。



- ①申請書 一店舗経営の人は裏面の記入は不要です。
- ②誓約書 直筆で記入します。
- ③営業許可書(証)のコピー（省略可）
- ④営業活動を行なっていることがわかる書類
  - ・今年になってから撮影した写真3種  
(店の中、店構え、メニュー表)
  - ・売上帳簿 2021年11月から2022年1月分のコピー  
※年月、税額を書く。持ち帰り等の売上は分ける。
- ⑤要請に応じたことがわかる書類（写真・コピー可）
  - ・時短・休業のお知らせ
  - ・コロナ禍の前の営業時間がわかるもの
  - ・酒類取り止めに該当する店は、そのお知らせ
  - ・あいスタステッカー・ポスターの提示の写真
- ⑥直近の確定申告書のコピー
  - ・法人は概況書、青色申告者は決算書、  
白色申告者は収支内訳書のコピーも
- ⑦本人確認書類のコピー（省略可）
- ⑧振込先の通帳またはカードのコピー（省略可）

## 協力金の申請受付期間

1月21日(金)～3月6日(日)に協力した分は、3月7日(月)～4月25日(月)に受付  
3月7日(月)～3月21日(月)に協力した分は、3月30日(木)から5月18日(水)に受付(予定)